

第 6 章

計画実現のために

1 計画の推進体制

本計画に位置付けた施策・事業や取り組みは、子どもの発達段階などに適切に応じるため、子ども・子育て分野だけではなく、福祉、教育、保健・医療、雇用など、幅広い分野にわたります。庁内の関係部局との連携により、施策の進捗状況等を共有し、切れ目のない横断的な対応ができるよう体制を整えます。

また、専門性の高い施策及び複数の市町にまたがる広域的な対応が必要な施策については、県が策定する「佐賀県子ども計画」やその他の方針等を踏まえ、必要に応じて県の協力を得ながら推進を図っていきます。

一方で、子育てについては、まずは家庭が中心となるべきであり、子育て支援として行政のできることに自ずから制約があります。それぞれの保護者に「子育ての基本は家庭である」という認識を高めてもらうとともに、子育てにおける保護者の負担をまわりが理解し、行政だけでなく、家族や地域がサポートするといった、家庭や地域の取り組みを含めた子育て支援をまちぐるみで展開する必要があります。市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、市ホームページ等で本計画を公表し、市民への周知徹底を図るとともに、各種行事や日々の行政活動など、あらゆる手段や機会を利用して、子育て支援に取り組む市民や地域の気運を高めていきます。

2 計画の進捗管理

本計画については、市子育て支援課が中心となって、毎年進捗状況を把握・点検し、「伊万里市子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。併せて、計画の進捗状況は、市ホームページ等で公表を行い、市民への周知を図っていきます。

また、本計画の記載内容について、特に第5章における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」に関しては、国の制度や市内施設の状況の変化に伴い、大きく変動することも想定されることから、必要に応じて見直しを行うこととします。